

院内感染対策に関する取り組みについて

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

安全な医療の提供のために、病院全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めています。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討しています。

また、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行っています。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染症レポートを作成し、院内感染対策委員会及び ICT での検討、現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内において感染症患者が発生した時は、臨時の院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断とともに、ご家族や外来患者さま等への拡大を防止するように努めます。また必要に応じて保健所へ報告し、速やかに連携し対応しています。

6. 抗菌薬の適正使用に関する事項

抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、届出制のもと使用可能とし、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 患者さまへの情報提供・閲覧に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて患者さまとご家族の方に、感染対策のための手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。本取組事項は院内に掲示し、患者さま及びご家族より閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

8. その他の当院における院内感染対策の推進のための必要な事項

院内感染対策マニュアルに基づき、手指消毒やマスク等の仕様を実践し感染防止に努めます。